

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

2024年（令和6年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、待機児童の状況に鑑み、放課後児童健全育成事業所における専用区画及び児童数に係る基準の特例を適用できる期間を延長するため、所要の改正をする必要による。